

☆次の政権に求めるもの

― 菅政権の評価と次期政権に求めるもの ―

菅首相は九月三日突然退陣を表明しました。昨年九月一六日、安倍政権を引き継いで総理大臣に就任して僅か一年での退陣です。

菅政権は安倍政権から何を継承し、何を残したか

◆ コロナ禍が猛威を振るう中、総理任期は僅か一年、しかも衆院選挙が十月末に迫るといふ、ある意味貧乏くじを引いた感のある菅首相ですが、一年の通信簿では合格点を与える事は出来ません。

◆ 先ず、就任早々学術会議委員の任命で六名の候補者の任命を拒否しました。その理由については一切説明がありません。桜・森・加計についても、すべて「そのうち忘れるよ」という国民を見下した考えでここまで来ました。国民がここまで馬鹿にされてよいのでしょうか？

◆ 次にコロナ対策です。命を優先すべきコロナ感染抑制よりも経済刺激策（ゴートウトラベル、ゴートウイト）の優先、専門家の意見を軽視し異論には耳を貸さない独善的姿勢、対策不全のままオリンピック開催、国民の心に響かない言葉の羅列などでコロナ感染拡大の危機を招きました。

◆ 三つ目は、こんな時でも沖縄辺野古の埋め立てはサンゴの移植もせず強行しています。一方唯一の戦争被爆国であるにもかかわらず、「核兵器禁止条約」の批准を拒んでいます。強権的姿勢とアメリカ追従の姿勢は見事に安倍政権の政治手法を引き継いで来ました。

次の政権に望むものと私たちの権利

◆ 九月二十九日の新総裁決定後、新内閣による国会開催か、解散かによつて、衆議院議員の選挙日程は未定ですが、遅くとも十月二十一日の衆議院議員任期満了は確実にやってくる予定です。

◆ どのような日程になろうとも、確実に次の新しい政権に変わります。その時、国民の願いは二度とこの失敗を繰り返させないことです。

◆ それは、憲法の三つの基本原則、すなわち①平和主義（戦争の準備も実行もしない）、②基本的人権（平和、安全に生きる権利を保障する）、③国民主権（権力者の勝手を許さない）を必ず守る事です。

◆ 最後に、私たちの望む社会の実現のために私たちが出来る権利は選挙です。この権利を放棄して、すなわち投票に行かずして、あとで不満を言うのは、フェアではありません。みなさん、必ず投票に行き自分の意志を示そうではありませんか。

★二〇二一年九月十二日（日）護憲平和行進（通算655回目）
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法前文より
〔平和的生存権〕

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

憲法第九条〔戦争の放棄・交戦権の否認〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段とし、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。